

平成 18 年 4 月 27 日

各 位

不動産投信発行者名
グローバル・ワン不動産投資法人
代表者名 執行役員 勝本 杉雄
(コード番号：8958)
問合せ先
グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社
投信業務部長 山田 信幸
(TEL：03-3262-1494)

投資信託及び投資法人に関する法律改正に伴う名義書換事務受託者の名称変更に関するお知らせ

本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和 26 年法律第 198 号、その後の改正を含みます。以下、「投信法」といいます。)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号、その後の改正を含みます。以下、「会社法整備法」といいます。)に従い、平成 18 年 5 月 1 日より、下記のとおり投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する事務(会社法整備法第 191 条による改正前の投信法(以下、「改正前投信法」といいます。)における投資口の名義書換に関する事務)等の一般事務を行う名義書換事務受託者の名称を以下のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 概要

- (1) 対象となる一般事務： 投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する事務(改正前投信法における投資口の名義書換に関する事務)等に関する一般事務
- (2) 名称変更内容： (変更前) 名義書換事務受託者
(変更後) 投資主名簿等管理人
- (3) 本投資法人決定日： 平成 18 年 4 月 27 日
- (4) 実施日： 平成 18 年 5 月 1 日

2. 変更理由

本投資法人は、投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する事務(改正前投信法における投資口の名義書換に関する事務)等の一般事務受託者を改正前投信法第 79 条第 2 項に基づき「名義書換事務受託者」と称しておりましたが、会社法整備法第 192 条第 7 項に従い、平成 18 年 5 月 1 日より、名義書換事務受託者を会社法整備法第 191 条による改正後の投信法第 166 条第 2 項第 8 号に定める投資主名簿等管理人とし、当該名称を使用することとしました。なお、本投資法人は、投資主名簿等管理人として引き続き三菱 UFJ 信託銀行株式会社に委託いたします。

3. 変更後の運用状況の見通し

平成 18 年 9 月期の運用状況への影響はなく、運用状況の予想の修正はありません。

以 上

本日この資料は次の記者クラブに配布しています： 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

本投資法人のホームページアドレス：<http://www.go-reit.co.jp>